

三中地区市民委員会について

1 市民委員会とは

市民委員会は、地区長をはじめ、子ども会育成会、学校、小・中学校PTA、婦人学級など、多くの地域住民により構成される組織です。

三中地区の市民の交流と融和を図るとともに地域住民が協力して「地域ごとの 住民自らの手による まちづくり活動」を推進することを目的として、次のような事業を実施しています。

- ・土浦市民憲章の趣旨にのっとり、互いに助け合う心で、安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・文化、スポーツ、レクリエーションなどの活動を盛んにし、住民の交流と融和を深める。
- ・まちを美しく、生活環境を守る活動をすすめる。

2 設立の経緯

土浦市では、昭和50年に「土浦市民憲章」を制定し、多くの市民・団体の参画のもとに、環境美化・花いっぱい運動・公民館におけるふれあい活動など様々な事業を進めていきました。

しかし、核家族化や都市化の進展に伴う地域連帯感の希薄化、少子高齢化、環境問題、青少年対策など、これまでに増して、地域のつながり、ふれあい、助け合いに基づく活動が必要とされるようになりました。

このような状況を踏まえ、多様化する地域社会の中で、少しでも住みよい地域をつくっていくために、中学校地区単位に「市民委員会」を設立しました。

3 設立年月日

平成13年6月2日

4 設立の目的及び活動の効果

地区の市民相互の交流と融和を図り、市民が力を合わせて住みよいさわやかなまちづくりに寄与することを目的とする。

(1) 市民意識の改革

多くの市民がまちづくり活動に参加することにより、地域連帯感が生まれ、まちづくりに対する市民責任を自覚し、行政との協働によるまちづくりが推進される。

(2) 福祉コミュニティ圏の確立

地区コミュニティセンター（公民館）を活動拠点として、市民・行政・関係機関が連携して、保健福祉、住民活動、生涯学習等に係る様々な事業活動やサービスが受けられ、かつ、地域の人々が共に支えあうことができる「福祉コミュニティ圏」が確立される。

(3) 地域コミュニティ活動の活性化

まちづくり活動に関する市民意識が高まり、地域コミュニティ活動の活性化が図られ、住民自治の主体性が高まる。

5 組 織

地区内の町内会、各種団体をもって構成する。

(1) 役員

委員長、副委員長、監事等を選出する。

(2) 常任委員

町内会、各種団体の代表とする。

(3) 専門部

福祉部、安全部、スポーツ・健康部、環境部、文化広報部、青少年育成部の6部とし、各町内から選出する。

6 専門部の活動

(1) 福祉部・・・・・・・・・・地域福祉に関する事業の開催及び活動

(2) 安全部・・・・・・・・・・地域の安全や防犯に関する事業の開催及び活動

(3) スポーツ健康部・・・・・・健康に関する教室や事業の開催及び活動

(4) 環境部・・・・・・・・・・ごみの減量対策や地域環境美化に関する事業の開催及び活動

(5) 文化広報部・・・・・・・・・・広報紙の発行や文化芸術に関する事業の開催及び活動

(6) 青少年育成部・・・・・・・・青少年の健全育成をめざした事業の開催及び活動

7 経 費

市からの補助金等によって運営する。

事務局

土浦市三中地区コミュニティセンター
(三中地区公民館)

電話(843)1233